

議案第118号

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 について

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)
の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「並びに法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「及び法第22条の4第1項」に、「もの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を「職員」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。